

特定非営利活動法人邦乃藝 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人邦乃藝と称する。読みは くにのげい とする

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区西麻布三丁目9番11号 ハウスM に置く。

(目的)

第3条 この法人は、日本の伝統芸能を用いて社会課題の解決を図ることを目的とする。インバウンド、長期滞在外国人、学生、社会人など多様な層に対し、日本文化の深い理解と体験の場を提供することで、多文化共生の推進、国際社会における日本人のアイデンティティ醸成、及び伝統文化の持続可能な継承に寄与する。さらに、伝統芸能が持つ文化的価値を地域社会の資産として生かすことで、地域の活性化やコミュニティの連帯を促し、もって地域社会の発展に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) インバウンド体験事業
インバウンドのオーバーツーリズム解消のため、体験型の高付加価値な文化提供を目的とする、伝統芸能体験教室及び解説付き演奏会事業
- (2) 長期滞在外国人向け高付加価値教室事業
外国籍の長期滞在者に向けた、多文化共生および日本への理解促進を図るための高付加価値な文化提供を目的とする、継続的な伝統芸能教室事業
- (3) 外国籍労働者交流プロジェクト事業
技能実習生をはじめとする外国籍労働者へ向けた、多文化共生および日本への理解促進による心身ストレスの緩和を目指す伝統芸能体験を利用した交流プロジェクト事業
- (4) 学生、社会人向けアイデンティティ育成事業
青少年・学生・社会人の国際的な自己確立を支援するための、伝統芸能の継続的なアイデンティティ教育・ワークショップ事業
- (5) 地域コミュニティ再生事業
地域に特定されない伝統芸能を活用した、地域コミュニティ再生のための住民参加型ワークショップ及び連携イベント事業
- (6) 地域観光推進事業

地方自治体等との協働による、地域の活性化と観光振興のための伝統芸能プログラム企画・実施事業

(7) 自主公演事業

優れた伝統芸能プロ演奏家の経済基盤確立のための、伝統芸能公演、普及イベントの開催事業

(8) AI 翻訳など IT 技術を活かした指導法研究、開発事業

テクノロジーを活かした全方位的な発信指導メソッドの確立、および優れたプロ演奏家の経済基盤確立のための、伝統芸能の指導法・翻訳アプリ活用に関する研究及び効果測定事業

(9) その他目的を達成するために必要な事業

2 その他の事業

(1) 物品販売事業

伝統芸能に関連する物品の販売事業

(2) 備品レンタル事業

伝統芸能に係る楽器及び備品のレンタル事業

(3) 広告協賛募集事業

この法人の事業にかかわる協賛及び広告の募集事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会する個人

(3) 法人会員 この法人の事業を賛助するために入会する団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、理事に申し込むものとする。

3 理事会は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 代表理事は、理事会によって第1項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出があったとき。

(2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7人以内

(2) 監事 1名以上2人以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 理事のうち、代表理事以外の理事1人以上2人以内を副代表理事又は常務理事とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事、副代表理事及び常務理事は、理事会において理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

4 法第20条各号（欠格事由）のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える欠員が生じたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事会が任免する。

第4章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び活動予算の決定又は変更
- (5) 事業報告及び活動決算の承認

- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 資産管理の方法
- (9) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（総会の招集）

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（総会での表決権等）

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条及び前条第 2 項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできな

い。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印（又は署名、記名押印）しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 代表理事、副代表理事及び常務理事の選任
- (4) その他総会の議決を必要としない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

（理事会の議決）

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

（理事会の議事録）

第 38 条 理事会の議事については、第 30 条第 1 項各号に準ずる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事の過半数が署名押印（又は署名、記名押印）しなければならない。

第 5 章 資産

（資産の構成）

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

（資産の区分）

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

（資産の管理）

第 41 条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第 6 章 会計

（会計の原則）

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計、及びその他の事業に関する会計

の2種とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及び活動予算は、毎事業年度、理事が作成し、総会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第46条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の多数による議

決を経なければならない。

3 第1項第2号に掲げる事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散したときに残存する財産(破産手続開始の決定又は合併による解散を除く)は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は理事会が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事(代表理事)	飯田 章人
理 事	山本 雄揮
理 事	中山 誠也
監 事	松田 直則

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2027年12月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2027年9

月 30 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 0 円 / 年会費 0 円

(2) 賛助会員 入会金 一口 5,000 円 / 年会費 一口 3,000 円

(3) 法人会員 入会金 一口 50,000 円 / 年会費 一口 30,000 円

(1 口以上)

以上

役員名簿

（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 邦乃藝

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名	(フリガナ)		報酬の有無	役職名等
		氏 名			
1	理事	イイダ アキヒト 飯田 章人		無	代表理事
2	理事	ヤマモト ユウキ 山本 雄揮		無	
3	理事	ナカヤマ セイヤ 中山 誠也		無	
4	監事	マツダ ナオノリ 松田 直則		無	
5					
6					
7					
8					
9					
10					

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人 邦乃藝

1 事業実施の方針

法人設立初年度においては、設立趣旨に基づき、各事業の円滑かつ確実な立ち上げと、安定的かつ透明性の高い運営基盤の構築を最優先の方針とする。

東京藝術大学で培ってきた高度な伝統芸能の技術と専門的知見を活かし、インバウンドや富裕層向けの高付加価値な体験教室・演奏会、および学生・社会人に向けたアイデンティティ教育の継続講座を確実に実施する。多文化共生の推進として技能実習生等へのワークショップを展開するとともに、指導現場における翻訳アプリ等のテクノロジー活用に関する実践データを蓄積し、全方位的な新型指導メソッドの検証を進める。

また、各地域や観光資源、地方自治体等との連携窓口を確立し、普遍的な伝統芸能の力を活かしたコミュニティ再生や観光振興プログラムの足がかりを築く。あわせて、参画するプロ演奏家への正当な対価の支払いを徹底し、持続可能な継承の基盤を整える。

本年度は、すべての事業において安全かつ質の高いコンテンツを提供し、法人の社会的信用と認知度の土台を強固に形成することに注力する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【37,940】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
インバウンド体験事業	「侍が愛した文化」体験として、尺八、琵琶、日舞の実演、体験、座学、おもてなしの心を伝えるなど。	週3日 1日2回	貸スペース	3人	外国人を中心とした観光客	1,500人	29,520
長期滞在外国人向け高付加価値教室事業	伝統音楽、伝統舞踊の実技教授を中心に、日本の伝統芸能について座学も交えて伝える。	週1回	貸スペース	2人	文化に関心のある長期滞在外国人	5人×2講座	3,000
外国籍労働者交流プロジェクト事業	日本伝統芸能の教授や実演鑑賞を通して、日本文化を愛するコミュニティ作成する。	月2回	貸スペース	3人	技能実習生など外国人労働者	20人	480
学生、社会人向けアイデンティティ育成事業	学生向けに日本伝統芸能の知識と実技を教授。	週1回	貸スペース	2人	留学を検討する大学生	6人×2講座	120
	社会人向けに日本伝統芸能の知識と実技を教授。	週1回	貸スペース	2人	海外勤務の可能性のある一般社会人	5人×2講座	1,500
地域コミュニティ再生事業	地域住民参加型の伝統芸能交流や教授を通じたコミュニティを作成する。	年2回 1回7日	貸スペース	3人	文化に関心のある地域住民	10人×2回	140
地域観光推進事業	地方での継続的な公演、伝統芸能音楽祭実施を模索し、当該地域の観光促進する。	年2回	貸ホール	3人	地域を訪れた一般観光客	200人×2回	180
自主公演事業	古典から現代まで伝統芸能の持つ可能性を広く訴求する公演の実施。	年4回	貸ホール	3人	伝統芸能に関心のある一般市民	50人×4回	1,000
AI翻訳などIT技術を活かした指導法研究、開発事業	英語圏に限らない、多言語に対応する日本伝統芸能に特化した翻訳ソフトの研究開発。	随時	—	3人	外国人を対照とした事業に参加する外国人	1,530人	2,000

(2) その他の事業

(事業費の総費用【1,170】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
物品販売事業	日本の伝統芸能に関連したグッズ販売。	随時	事業会場	3人	300
備品レンタル事業	着物レンタルによる着付けや、虚無僧天蓋など高付加価値を求めるニーズに応える備品をレンタル。	週3日	事業会場	3人	300
広告協賛募集事業	各事業にかかわる協賛社募集や自主公演のパンフレットへの広告掲載を募集する。	随時	事業会場	3人	570

令和9年度

事業計画書

特定非営利活動法人 邦乃藝

1 事業実施の方針

設立2年度目においては、初年度に構築した運営基盤と実績を強固なものとし、各事業のさらなる安定運用と質の向上、および社会的認知の拡大を図ることを基本方針とする。

事業内容の基本構成は初年度の方針を継承し、インバウンド・富裕層向けの体験教室、学生・社会人向けのアイデンティティ教育、および技能実習生支援ワークショップを継続的かつ発展的に実施する。初年度に実証した「翻訳アプリを活用した発信指導メソッド」の運用をさらに洗練させ、言語の壁を越えた全方位的な文化提供の効率性を高める。

地方自治体や観光関連団体等との協働による地域活性化・観光振興プログラムについても、前年度の成果や関係性をベースとして、より地域社会のニーズに深く根ざした住民参加型イベントとして安定的に展開し、コミュニティの連帯に寄与する。

本年度は、活動の「継続性」と「質の定着」を徹底し、社会課題解決への貢献度をより確固たるものとする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【37,440】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
インバウンド体験事業	「侍が愛した文化」体験として、尺八、琵琶、日舞の実演、体験、座学、おもてなしの心を伝えるなど。	週3日 1日2回	貸スペース	3人	外国人を中心とした観光客	1,500人	29,520
長期滞在外国人向け高付加価値教室事業	伝統音楽、伝統舞踊の実技教授を中心に、日本の伝統芸能について座学も交えて伝える。	週1回	貸スペース	2人	文化に関心のある長期滞在外国人	5人×2講座	3,000
外国籍労働者交流プロジェクト事業	日本伝統芸能の教授や実演鑑賞を通して、日本文化を愛するコミュニティ作成する。	月2回	貸スペース	3人	技能実習生など外国人労働者	20人	480
学生、社会人向けアイデンティティ育成事業	学生向けに日本伝統芸能の知識と実技を教授。	週1回	貸スペース	2人	留学を検討する大学生	6人×2講座	120
	社会人向けに日本伝統芸能の知識と実技を教授。	週1回	貸スペース	2人	海外勤務の可能性のある一般社会人	5人×2講座	1,500
地域コミュニティ再生事業	地域住民参加型の伝統芸能交流や教授を通じたコミュニティを作成する。	年2回 1回7日	貸スペース	3人	文化に関心のある地域住民	10人×2回	140
地域観光推進事業	地方での継続的な公演、伝統芸能音楽祭実施を模索し、当該地域の観光促進する。	年2回	貸ホール	3人	地域を訪れた一般観光客	200人×2回	180
自主公演事業	古典から現代まで伝統芸能の持つ可能性を広く訴求する公演の実施。	年4回	貸ホール	3人	伝統芸能に関心のある一般市民	50人×4回	1,000
AI翻訳などIT技術を活かした指導法研究、開発事業	英語圏に限らない、多言語に対応する日本伝統芸能に特化した翻訳ソフトの研究開発。	随時	—	3人	外国人を対照とした事業に参加する外国人	1,530人	1,500

(2) その他の事業

(事業費の総費用【1,170】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
物品販売事業	日本の伝統芸能に関連したグッズ販売。	随時	事業会場	3人	300
備品レンタル事業	着物レンタルによる着付けや、虚無僧天蓋など高付加価値を求めるニーズに応える備品をレンタル。	週3日	事業会場	3人	300
広告協賛募集事業	各事業にかかわる協賛社募集や自主公演のパンフレットへの広告掲載を募集する。	随時	事業会場	3人	570

令和8年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人

都乃都

（単位：円）

科目		特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
		金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経 常 収 益						
1	受取会費		480,000		0	480,000
	正会員受取会費	0				
	賛助会員受取会費	80,000				
	法人会員受取会費	400,000				
2	受取寄附金		0		0	0
	受取寄附金	0				
	施設等受入評価益	0				
3	受取助成金等		0		0	0
	受取補助金	0				
4	事業収益		38,460,000		3,100,000	41,560,000
	①インバウンド体験事業収益	30,000,000				
	②長期滞在外国人向け高付加価値教室事業収益	5,000,000				
	③外国籍労働者交流プロジェクト事業収益	500,000				
	④学生、社会人向けアイデンティティ育成事業収益	1,620,000				
	⑤地域コミュニティ再生事業収益	140,000				
	⑥地域観光推進事業収益	200,000				
	⑦自主公演事業収益	1,000,000				
	⑧AI翻訳などIT技術を活かした指導法研究、開発事業収益	0				
	物品販売事業収益			750,000		
	備品レンタル事業収益			750,000		
	広告協賛募集事業収益			1,600,000		
5	その他の収益		0		0	0
	受取利息	0				
経 常 収 益 計			38,940,000		3,100,000	42,040,000
【B】 経 常 費 用						
1	事業費					
	(1) 人件費		25,020,000		0	25,020,000
	給料手当	0				
	役員報酬	0				
	退職給付費用	0				
	福利厚生費	0				
	講師謝礼	23,240,000				
	出演者謝礼	580,000				
	各事業スタッフ謝礼	1,200,000				
	(2) その他経費		12,920,000		1,170,000	14,090,000
	会議費	0				
	旅費交通費	0				
	施設等評価費用	0				
	減価償却費	0				
	印刷製本費	0				
	体験教室など会場費	3,000,000				
	公演会場費	400,000				
	広報宣伝費	7,400,000				
	翻訳ソフト開発研究費	2,000,000				
	物販アイテム制作費			300,000		
	レンタル備品購入・維持費			300,000		
	広告デザイン制作費			200,000		
	協賛社物品制作費			200,000		
	広告協賛募集案内制作費			50,000		
	事業用消耗品・通信費	120,000		120,000		
事業費計			37,940,000		1,170,000	39,110,000
2	管理費					
	(1) 人件費		0		0	0
	役員報酬	0		0		
	給料手当	0		0		
	退職給付費用	0		0		
	福利厚生費	0		0		
	(2) その他経費		840,000		240,000	1,080,000
	消耗品費	120,000		120,000		
	水道光熱費	0		0		
	通信運搬費	120,000		120,000		
	地代家賃	600,000		0		
	旅費交通費	0		0		
	減価償却費	0		0		
管理費計			840,000		240,000	1,080,000
経 常 費 用 計			38,780,000		1,410,000	40,190,000
当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①			160,000		1,690,000	1,850,000
【C】 経 常 外 収 益						
	固定資産売却益	0				
	過年度損益修正益	0				
経 常 外 収 益 計			0		0	0
【D】 経 常 外 費 用						
	固定資産売却損	0				
	災害損失	0				
	過年度損益修正損	0				
経 常 外 費 用 計			0		0	0
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②			0		0	0
経 理 区 分 累 計 額・・・③			1,690,000		-1,690,000	
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②+③・・・④			1,850,000		0	1,850,000
	法人税、住民税及び事業税・・・⑤					
	設立時正味財産額・・・⑥	0				0
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ④－⑤+⑥						1,850,000

令和9年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 紀乃藝

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経 常 収 益					
1 受取会費		500,000		0	500,000
正会員受取会費	0				
賛助会員受取会費	110,000				
法人会員受取会費	390,000				
2 受取寄附金		0		0	0
受取寄附金	0				
施設等受入評価益	0				
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金	0				
4 事業収益		38,460,000		3,100,000	41,560,000
①インバウンド体験事業収益	20,000,000				
②長期滞在外国人向け高付加価値教室事業収益	5,000,000				
③外国籍労働者交流プロジェクト事業収益	500,000				
④学生、社会人向けアイデンティティ育成事業収益	1,620,000				
⑤地域コミュニティ再生事業収益	140,000				
⑥地域観光推進事業収益	200,000				
⑦自主公演事業収益	1,000,000				
⑧AI翻訳などIT技術を活かした指導法研究、開発事業収益	0				
物品販売収益			750,000		
備品レンタル収益			750,000		
広告協賛募集収益			1,600,000		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息	0				
経常収益計		38,960,000		3,100,000	42,060,000
【B】 経 常 費 用					
1 事業費		25,020,000		0	25,020,000
(1) 人件費					
給料手当	0				
役員報酬	0				
退職給付費用	0				
福利厚生費	0				
講師謝礼	23,240,000				
出演者謝礼	580,000				
各事業スタッフ謝礼	1,200,000				
(2) その他経費		12,420,000		1,170,000	13,590,000
会議費	0				
旅費交通費	0				
施設等評価費用	0				
減価償却費	0				
印刷製本費	0				
体験教室など会場費	3,000,000				
公演会場費	400,000				
広報宣伝費	7,400,000				
翻訳ソフト開発研究費	1,500,000				
物販アイテム制作費			300,000		
レンタル備品購入・維持費			300,000		
広告デザイン制作費			200,000		
協賛社物品制作費			200,000		
広告協賛募集案内制作費			50,000		
事業用消耗品・通信費	120,000		120,000		
事業費計		37,440,000		1,170,000	38,610,000
2 管理費		0		0	0
(1) 人件費					
役員報酬	0		0		
給料手当	0		0		
退職給付費用	0		0		
福利厚生費	0		0		
(2) その他経費		840,000		240,000	1,080,000
消耗品費	120,000		120,000		
水道光熱費	0		0		
通信運搬費	120,000		120,000		
地代家賃	600,000		0		
旅費交通費	0		0		
減価償却費	0		0		
管理費計		840,000		240,000	1,080,000
経常費用計		38,280,000		1,410,000	39,690,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		680,000		1,690,000	2,370,000
【C】 経 常 外 収 益					
固定資産売却益	0				
過年度損益修正益	0				
経常外収益計		0		0	0
【D】 経 常 外 費 用					
固定資産売却損	0				
災害損失	0				
過年度損益修正損	0				
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0		0	0
経理区分累計額・・・③		1,690,000		-1,690,000	
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		2,370,000		0	2,370,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					
前期繰越正味財産額・・・⑥	1,850,000				1,850,000
次期繰越正味財産額④－⑤+⑥					4,220,000

特定非営利活動法人 邦乃藝 設立趣旨書

1 設立の趣旨

現在、我が国の伝統芸能、特に東京藝術大学音楽学部邦楽科で継承されているような高度な技術を伴う邦楽や日本舞踊は、国民にとっても「生の演奏に触れる機会」が極めて少ない状況にあります。この「文化との接点の欠如」は、伝統継承の危機のみならず、現代社会における多様な層の課題を解決するチャンスを逸しているとも言えます。

一方、日本を訪れる外国人観光客が急増し「オーバーツーリズム」が社会問題化する中で、単なる消費型の観光から、精神的な充足を伴う深い文化体験への移行が急務となっています。また、日本の産業を支える外国人技能実習生においては、過酷な労働環境によるストレスや孤立が懸念されており、彼らに対して文化的側面から日本への好印象を醸成し、心の解放を促す場が求められています。

さらに、将来国際社会で活躍する学生やビジネスパーソンにとって、自国の文化を深く理解し語れることは、自らのアイデンティティを確立する上で不可欠な要素です。

同様に、地域コミュニティの衰退や地方創生も喫緊の課題であり、文化的な視点から地域の価値を見直し、再活用していくまちづくりのアプローチが強く求められています。

私たちは、これらの課題に対し、専門的かつ学術的な裏付けを持った伝統芸能の普及・研究を通じて、以下の多角的なアプローチによる解決を目指します。

○多文化共生の推進：技能実習生や長期滞在者に対し、邦楽・日舞のワークショップを提供し、労働以外の場での日本文化との接点を創出することで、精神的ケアと対日親善に寄与します。

○高付加価値な文化提供：富裕層やインバウンドに対し、本物の技術に基づいた解説付き体験を提供し、日本文化の深い理解者（アンバサダー）を育成します。

○アイデンティティ教育：海外へ羽ばたく若年層や社会人に対し、教養としての伝統芸能を体系的に伝承し、国際社会での自己確立を支援します。

○普遍的な伝統芸能による地域コミュニティ再生：特定の土地の文脈に縛られない普遍的な文化の力を各地に持ち込み、住民参加型のワークショップや連携イベントを展開します。その地固有の文化との差異や魅力を再発見する契機を創出し、国籍や世代を越えた新たな連帯の形を模索します。

○文化を軸とした地域活性化と観光振興：高い芸術性を有する伝統芸能のコンテンツ力を活かし、全国の地方自治体などと柔軟に協働します。場所を選ばない良質な体験プログラムを通じて地域に新たな人の流れと付加価値を生み出し、多種多様な地域の発展に貢献します。

○テクノロジーによる障壁の打破：翻訳アプリを積極的に活用した新しい指導メソッドを確立し、英語圏に留まらない全方位的な発信力を検証・実証します。

○演奏家の経済基盤の確立：優れた技術を持つプロの演奏家に正当な対価を伴う活躍の場を提供し、人材の流出を食い止めることで、伝統文化の持続可能な継承に貢献します。

以上の活動を、特定の個人の利益のためではなく、広く社会全体に利益を還元する「公共の利益」として継続的に推進するため、私たちは特定非営利活動法人を設立することといたしました。

2 申請に至るまでの経過

本法人の発起人は、これまで東京藝術大学等で培ってきた専門的な技術と知見を活かし、任意活動として邦楽の普及に努めてまいりました。

しかし、多文化共生やインバウンド対応、若手育成といった広範な社会課題に対し、より組織的かつ透明性の高い形で取り組むためには、社会的信用を有する法人格の取得が不可欠であると判断いたしました。

2026年5月、本趣旨に賛同するメンバーが集まり、設立総会を経て、本申請に至った次第です。

2026年5月23日

特定非営利活動法人 邦乃藝
設立代表者 飯田 章人